

欧州気候法

—気候中立（温室効果ガス排出量実質ゼロ）目標の法定化—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 濱野 恵

目 次

はじめに

I 欧州気候法成立の背景及び経緯

- 1 EUにおける気候変動政策の開始
- 2 京都議定書における削減目標
- 3 パリ協定における削減目標
- 4 欧州グリーン・ディール
- 5 欧州気候法案の提出及び修正
- 6 欧州気候法案の審議及び成立

II 欧州気候法の法定根拠及び関連立法

- 1 法的根拠
- 2 関連立法

III 欧州気候法の概要

- 1 構成及び施行日
- 2 目的及び範囲
- 3 2050年の目標—気候中立の達成—
- 4 2030年の中間目標—1990年比55%以上削減—
- 5 2040年の中間目標の検討
- 6 気候変動への適応
- 7 査定及び検討
- 8 諮問委員会の設置
- 9 市民参加の促進、経済分野別の自主的な取組の促進

おわりに

翻訳：気候中立を達成するための枠組みを定め、規則（EC）No 401/2009 及び（EU）2018/1999
を改正する 2021年6月30日の欧州議会及び理事会規則（EU）2021/1119（「欧州気候法」）

キーワード：EU 気候変動政策、パリ協定、欧州グリーン・ディール

要 旨

2021年6月、「気候中立を達成するための枠組みを定め、規則(EC) No 401/2009及び(EU) 2018/1999を改正する2021年6月30日の欧州議会及び理事会の規則(EU) 2021/1119(「欧州気候法」)」が制定された。同法は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする気候中立目標及び2030年までに温室効果ガス排出量を1990年比55%以上削減する目標を法定化した。また、同法は、気候変動による悪影響を低減させるための適応策について、EU及び加盟国が適応戦略を策定することを規定した。目標達成に向けたEU及び加盟国の措置は、今後、欧州委員会によって定期的に査定され、気候中立目標等との整合性を欠いている又は目標達成への進捗が不十分であると判断された場合には、EUは必要な措置を講じなければならない、加盟国には欧州委員会から勧告が発せられる。その他、同法は、市民参加の促進や、気候変動に関する諮問機関の設置等についても定める。

はじめに

人為的な温室効果ガスの排出による気候変動の影響は、熱波、大雨、干ばつ、巨大台風等の異常気象などの形で、既に世界各地で生じている。特に近年、その強度や頻度は増しており、多くの国において、気候変動対策は重要課題とされている。

EUは、これまでも、気候変動対策に強い意欲を示してきたが、その取組をさらに強化するため、2021年6月、2050年までに温室効果ガスの排出量と森林等の吸収源による除去量を均衡させ、排出量を実質ゼロにする気候中立(climate neutral)を達成し、2030年までに温室効果ガスを1990年比で55%以上削減する目標を法定化する「気候中立を達成するための枠組みを定め、規則(EC) No 401/2009及び(EU) 2018/1999を改正する2021年6月30日の欧州議会及び理事会の規則(EU) 2021/1119(「欧州気候法」)⁽¹⁾を制定した。

本稿は、欧州気候法の制定に至るまでのEUの温室効果ガス排出量削減目標の経緯及び同法の概要を解説し、同法の本文を翻訳するものである。

I 欧州気候法成立の背景及び経緯

1 EUにおける気候変動政策の開始

1958年に発効し、欧州経済共同体(European Economic Community: EEC)を創設した欧州共同体設立条約(Treaty establishing the European Economic Community. 以下「EEC条約」という。)には、環境分野における共同体の権限を明示した規定は置かれていなかった。環境問題への関心の高まりに伴い、1972年に開催された国際連合のストックホルム人間環境会議の影響を受

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年11月26日である。

(1) Regulation (EU) 2021/1119 of the European Parliament and of the Council of 30 June 2021 establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulations (EC) No 401/2009 and (EU) 2018/1999 ('European Climate Law') [2021] OJ L 243/1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2021/1119/oj>>

け、同年パリで開催された欧州首脳会議において、共同体としての環境政策の重要性が共通認識とされ、これ以降、多くの環境関係立法が採択された。その後、1987年に発効した単一欧州議定書（Single European Act）によるEEC条約の改正により、同条約上に「環境」という編が創設され、環境分野において共同体が措置を講ずる権限が明文化された⁽²⁾。

2 京都議定書における削減目標

(1) 第1約束期間におけるEUの削減目標とその達成

1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を気候システムに危害を及ぼさない水準で安定化させることを目的とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」（United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC. 以下「国連気候変動枠組条約」という。）が採択された（1994年発効）⁽³⁾。同条約は、温室効果ガスの排出量削減について具体的な数値等による義務を定めていなかったため、1997年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）において、これを定める京都議定書が採択された（2005年発効）⁽⁴⁾。京都議定書は、先進国に対し、2008年から2012年までの5年間（第1約束期間）において、同議定書で定める数値に従って温室効果ガス排出量を削減する義務を課した。

京都議定書に基づき、当時のEU加盟国（以下「加盟国」という。）15か国は、第1約束期間中の温室効果ガス排出量をEU全体で基準年（原則として1990年）比8%削減する義務を負った⁽⁵⁾。第1約束期間5年間を平均すると、これら15か国全体の温室効果ガス削減率は基準年比11.7%であり、目標を超過達成した⁽⁶⁾。

(2) 第2約束期間に向けたEUの動き

京都議定書の第1約束期間が終了する2013年以降の国際的な枠組み（ポスト京都議定書）の構築に向けて、加盟国の首脳級代表で構成される欧州理事会は、2007年3月、EUとして初の「気候エネルギー政策パッケージ」⁽⁷⁾を採択し、2020年までに温室効果ガス排出量を1990

(2) 鈴木良典「EUの気候変動政策」国立国会図書館調査及び立法考査局編『岐路に立つEU』（調査資料2017-3）2018, pp.135-136. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11055942_po_20180314.pdf?contentNo=1>; 中西優美子『概説EU環境法』法律文化社, 2021, pp.2-6; 上田純子「EU環境法」庄司克宏編『EU法実務篇』岩波書店, 2008, pp.163,165-168; 東史彦「EU基本条約における環境関連規定の発展」庄司克宏編著『EU環境法』慶応義塾大学出版会, 2009, pp.47-52; 奥真美「EUにおける気候変動政策に係る法的根拠と政策枠組み」『都市政策研究』6号, 2012, pp.2-11.

(3) 日本は国連気候変動枠組条約を1993年に受諾し、同条約は、1994年に日本について効力を発した（平成6年条約第6号）。同条約の邦訳は、次を参照（2つのファイルに分割されている）。「気候変動に関する国際連合枠組条約」外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H6-0011_1.pdf> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H6-0011_2.pdf>

(4) 外務省「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の説明書」2002.3, p.1. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/C-H14-8_2.pdf> 日本は、京都議定書を2002年に受諾し、同議定書は、2005年に日本について効力を発した（平成17年条約第1号）。京都議定書の邦訳は、次を参照。「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H1617-013.pdf>>

(5) “Kyoto Protocol,” 2004.3.4. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/MEMO_04_43>; 「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」同上, pp.250-251. パリ協定策定までのEUの主な動きは、次を参照。岡松暁子「欧州連合（EU）の地球温暖化対策」『環境法研究』第41号, 2016.12, pp.88-101.

(6) “Kyoto 1st commitment period (2008–12).” European Commission website <https://ec.europa.eu/clima/eu-action/climate-strategies-targets/progress-made-cutting-emissions/kyoto-1st-commitment-period-2008-12_en>

(7) Council of the European Union, “Brussels European Council 8/9 March 2007 Presidency Conclusions,” 2007.3.9, p.10-14. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-7224-2007-INIT/en/pdf>>

年比で20%以上削減する等の目標に合意した。2008年1月、EUの行政執行機関である欧州委員会は、この目標を達成するための政策パッケージ「2020年までに20-20：気候変動を欧州の好機に」(COM(2008)30)を公表した⁽⁸⁾。

(3) 第1約束期間後のEUの削減目標とその達成

2009年のCOP15(デンマーク・コペンハーゲン)では、第1約束期間後の国際的枠組みの採択が目指されたが、先進国と途上国の間の意見の相違等もあり、合意には至らなかった。2010年のCOP16(メキシコ・カンクン)では、京都議定書とは別に、先進国や途上国が2020年までの温室効果ガス削減目標・行動を自主的に設定し、条約事務局に報告することが合意され(カンクン合意)、EUは、加盟国全体で2020年までに1990年比20%削減という目標を報告した⁽⁹⁾。2020年の加盟国全体での削減率は1990年比31%削減であり、目標を超過達成した⁽¹⁰⁾。

一方、京都議定書に関しては、2012年に開催されたCOP18(カタール・ドーハ)において、京都議定書の改正案が採択され、第2約束期間(2013～2020年)の削減目標が定められた(2020年発効)⁽¹¹⁾。EUは、当時の加盟国27か国、クロアチア(2013年にEU加盟)及びアイスランドと共同で、第2約束期間においてこれらの国々全体で基準年(原則として1990年)比20%削減することを目標とし、2019年に基準年比31%削減を達成した⁽¹²⁾。

3 パリ協定における削減目標

(1) パリ協定策定に向けたEUの動き

上述のように、2020年までの国際的な枠組みは、カンクン合意に基づく枠組みと、京都議定書に基づく枠組みが並立する状況となっていた。2020年以降の国際的な枠組みに関しては、先進国のみならず削減目標を課す京都議定書の方式ではなく、途上国を含む全ての国が参加する一つの枠組みを構築するための検討がCOP(締約国会議)において進められた。このような中、EUにおいても2020年以降の新たな枠組み策定に向けた作業が行われた。

2014年1月、欧州委員会は、2030年までに温室効果ガスを1990年比で40%削減する目標等を盛り込んだ「2020年から2030年までの気候・エネルギー政策枠組み」(COM(2014)15)⁽¹³⁾

(8) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Region: 20 by 20 by 2020: Europe’s climate change opportunity,” COM(2008) 30, 2008.1.23. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52008DC0030>>

(9) “Cancun Pledges.” UNFCCC website <<https://unfccc.int/topics/mitigation/workstreams/pre-2020-ambition/compilation-of-economy-wide-emission-reduction-targets-to-be-implemented-by-parties-included-in-annex-i-to-the-convention>>

(10) European Commission, “Commission Staff Working Document: Technical information Accompanying the document: Report from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: Speeding up European climate action towards a green, fair and prosperous future: EU Climate Action Progress Report 2021,” SWD(2021) 298, 2021.10.26, p.18. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52021SC0298&from=EN>>

(11) 第2約束期間に参加したのは、EU及び加盟国のほか、スイス、オーストラリア等の計38か国(EU含む)であり、第1約束期間に参加した日本、カナダ(2012年に京都議定書から脱退)、ロシア、ニュージーランドは、第2約束期間の削減目標には参加しなかった。“The Doha Amendment.” UNFCCC website <<https://unfccc.int/process/the-kyoto-protocol/the-doha-amendment>>; “Doha amendment to the Kyoto Protocol,” pp.1-3. *ibid.* <https://unfccc.int/files/kyoto_protocol/application/pdf/kp_doha_amendment_english.pdf>

(12) European Commission, *op.cit.*(10), p.7.

(13) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: A policy framework for climate and energy in the period from 2020 to 2030,” COM(2014) 15, 2014.1.22. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52014DC0015>>

を公表した。同年10月、欧州理事会は、欧州委員会提案を基に、「2030年気候エネルギー政策枠組み」⁽¹⁴⁾を示し、2030年までに温室効果ガス排出量を1990年比40%以上削減する拘束力のある目標を承認した⁽¹⁵⁾。

(2) パリ協定の策定

2015年、COP21（フランス・パリ）において、パリ協定が策定された⁽¹⁶⁾。パリ協定は、史上初めて、先進国・途上国を問わず、全ての締約国が参加する枠組みを定めたもので、世界平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑え、1.5℃高い水準に制限する努力をするという目標を掲げ、21世紀後半に、人為的な温室効果ガスの発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するため、温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること、その後は迅速な削減に取り組むようにすることを目的とする（パリ協定第2条、第4条第1項）。

パリ協定に基づき、全ての締約国は、温室効果ガス排出量削減目標を「国が決定する貢献」（Nationally Determined Contribution: NDC）として5年ごとに提出し、国内の実施状況を報告しなければならない（同第3条、第4条第2項、第9項）。同協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況を評価するため、同協定の実施状況に関する定期的な検討（グローバル・ストックテイク（global stocktake））が、2023年以降5年ごとに実施される（同第14条）。また、締約国は、NDCとは別に、低排出型の発展のための長期戦略を策定するよう努めなければならないとされた（同第4条第19項）。

(3) パリ協定におけるEUの削減目標及び長期戦略

2015年3月、EUは、2030年までに温室効果ガス排出量を1990年比40%以上削減する旨の「国が決定する貢献案」（Intended nationally determined contribution: INDC）を提出した⁽¹⁷⁾。2016年のEUによるパリ協定批准後は、これがEUのNDCとなった⁽¹⁸⁾。2020年12月には、欧州気候法案の修正（「5 欧州気候法案の提出及び修正」で後述。）に伴い、NDCを更新し、2030年までに1990年比55%以上削減するという目標を提出した⁽¹⁹⁾。

(14) European Council, “European Council (23 and 24 October 2014) – Conclusions,” 2014.10.24, pp.1-10. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-169-2014-INIT/en/pdf>>

(15) *ibid.*, p.1.

(16) パリ協定は、EUについては2016年11月、日本については同年12月（平成28年条約第16号）に効力を発生した。「パリ協定」2016.12.8. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000810.html>; “Paris Agreement.” European Commission website <https://ec.europa.eu/clima/policies/international/negotiations/paris_en>

(17) “Submission by Latvia and the European Commission on behalf of the European Union and its Member States: Intended Nationally Determined Contribution of the EU and its Member States,” 2015.3.6, p.1. UNFCCC NDC Registry website <[https://www4.unfccc.int/sites/ndcstaging/PublishedDocuments/European%20Union%20First/LV-03-06-EU%20INDC\(Archived\).pdf](https://www4.unfccc.int/sites/ndcstaging/PublishedDocuments/European%20Union%20First/LV-03-06-EU%20INDC(Archived).pdf)>

(18) “Submission by Germany and the European Union on behalf of the European Union and its Member States: The update of the nationally determined contribution of the European Union and its Member States,” 2020.12.17, p.1. *ibid.* <https://www4.unfccc.int/sites/ndcstaging/PublishedDocuments/European%20Union%20First/EU_NDC_Submission_December%202020.pdf>

(19) *ibid.*, p.6; “Paris Agreement: Council transmits NDC submission on behalf of EU and member states,” 2020.12.18. Council of the European website <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2020/12/18/paris-agreement-council-transmits-ndc-submission-on-behalf-of-eu-and-member-states/>>

2018年3月、欧州理事会は、欧州委員会に対し、パリ協定に基づきNDCとは別途定めることとされた長期戦略に関し、パリ協定に則ったEUの長期的な温室効果ガス排出量削減のための戦略案を提示するよう求めた⁽²⁰⁾。同年11月、欧州委員会は、「全ての人にクリーンな惑星を（A Clean Planet for All）」（COM(2018) 773）⁽²¹⁾を公表し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ（気候中立）の達成を目指すべきであるとし、達成に向けたビジョンを示した。翌2019年12月には、欧州理事会が、気候中立目標の達成を目指すことを承認した⁽²²⁾。

4 欧州グリーン・ディール

2019年12月、新たに欧州委員会委員長に就任したウルズラ・フォン・デア・ライエン（Ursula von der Leyen）氏率いる欧州委員会は、新たな成長戦略と位置付ける「欧州グリーン・ディール」（COM(2019) 640）⁽²³⁾と題する政策文書を公表した。

欧州グリーン・ディールは、2050年までにEUにおいて気候中立を達成するという目標を法定化し、拘束力のあるものとする「気候法」の立法を提案するとした。また、2020年夏までに、2030年までの排出量削減目標を1990年比40%以上削減から少なくとも50%削減に引き上げ、55%削減を目指すための影響評価を実施し、2021年6月までに、新たな2030年目標を達成するために必要な関連法令の見直し等を行うとした⁽²⁴⁾。

5 欧州気候法案の提出及び修正

2020年3月、欧州委員会は、欧州気候法案（COM(2020) 80）⁽²⁵⁾を公表した。同法案は、2050年までにEU全体として気候中立を達成するという拘束力のある目標を設定するとした。また、同法案は、2020年9月までに、2030年までの排出削減目標を1990年比50～55%削減に引き上げる中間目標を設定した場合の影響評価を行い、必要に応じ同法案の内容を修正すると規定した（法案前文17、第1条、第2条）。

(20) European Council, “European Council meeting (22 March 2018) – Conclusions,” 2018.3.23, p.3. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-1-2018-INIT/en/pdf>>

(21) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the European Investment Bank: A Clean Planet for all: A European strategic long-term vision for a prosperous, modern, competitive and climate neutral economy,” COM(2018) 773, 2018.11.28. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018DC0773&from=EN>>

(22) European Council, “European Council meeting (12 December 2019)– Conclusions,” 2019.12.12, p.1. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-29-2019-INIT/en/pdf>>

(23) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: The European Green Deal,” COM(2019) 640, 2019.12.11. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:b828d165-1c22-11ea-8c1f-01aa75ed71a1.0002.02/DOC_1&format=PDF> 欧州グリーン・ディールについて、次を参照。小池拓自「欧州グリーンディールと欧州新産業戦略—2つの移行、グリーン化とデジタル化—」『レファレンス』846号, 2021.6, pp.31-51. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11687334_po_084602.pdf?contentNo=1>

(24) European Commission, *ibid.*, pp.4-5.

(25) European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulation (EU) 2018/1999 (European Climate Law),” COM(2020) 80, 2020.3.4. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020PC0080>>

同年9月、欧州委員会は、影響評価の結果報告書（SWD(2020) 176）⁽²⁶⁾と共に、「欧州2030年気候野心を向上させる：人々のための気候中立の未来への投資」（COM(2020) 562⁽²⁷⁾。以下「2030年気候目標計画」という。）を公表した。同計画は、現行の2030年目標（1990年比40%以上削減）のままでは、2050年までに削減される温室効果ガス排出量は1990年比60%削減にとどまり、気候中立を達成することは困難であるとした。ただし、同計画は、既存の法令の見直しや新たな取組により、2030年までに1990年比55%以上削減を実現することは可能であり、これによって2050年までに気候中立が達成できるとした⁽²⁸⁾。

2030年気候目標計画の公表と同日、欧州委員会は、2030年までに1990年比で温室効果ガスの純排出量（実際の排出量から森林等による除去量を差し引いた量）を55%以上削減する目標を欧州気候法案に追加する修正案を公表した（COM(2020) 563）⁽²⁹⁾。

6 欧州気候法案の審議及び成立

欧州気候法案は、通常立法手続⁽³⁰⁾により、欧州議会、加盟国の閣僚級代表で構成されるEU理事会で審議された。審議においては、特に、新たに追加された2030年目標値について議論があった⁽³¹⁾。欧州議会は、欧州委員会の提案を上回る、2030年までに1990年比60%削減を目標とすべきであると主張した⁽³²⁾。一方、EU理事会では、2030年目標の引上げ自体には賛同する意見が多かったものの、同目標の設定には、欧州理事会の承認が必要であるとの意見があった⁽³³⁾。

2020年10月、欧州理事会が開催され、2030年目標に関して議論されたが、結論は同年12月の欧州理事会に持ち越されることとなった⁽³⁴⁾。同年12月の欧州理事会では、欧州委員会の

(26) European Commission, “Commission Staff Working Document: Impact Assessment Accompanying the document: Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: Stepping up Europe’s 2030 climate ambition: Investing in a climate-neutral future for the benefit of our people,” SWD(2020) 176, 2020.9.17. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020SC0176>>

(27) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: Stepping up Europe’s 2030 climate ambition: Investing in a climate-neutral future for the benefit of our people,” COM(2020) 562, 2020.9.17. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020DC0562&from=EN>>

(28) *ibid.*, pp.1-3.

(29) European Commission, “Amended proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulation (EU) 2018/1999 (European Climate Law),” COM(2020) 563, 2020.9.17. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020PC0563>>

(30) 通常立法手続は、欧州議会とEU理事会が共同で立法を採択する立法形式である。これに対して、特別立法手続は、主としてEU理事会が単独で立法を採択する立法形式である。特別立法手続の場合、欧州議会は、EU理事会の諮問に対する意見表明又は理事会の決定に対する同意・不同意の表明を行うが、立法の採択はできない。庄司克宏『新EU法 基礎篇』岩波書店、2013、pp.88-94；中村民雄『EUとは何か—国家ではない未来の形—』信山社、2016、pp.82-86。

(31) 議論の経過については、次を参照。Gregor Erbach, “European climate law,” *Briefing*, 2021.9, pp.8-11. European Parliament website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/649385/EPRS_BRI\(2020\)649385_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/649385/EPRS_BRI(2020)649385_EN.pdf)>

(32) European Parliament, “European Climate Law: Amendments adopted by the European Parliament on 8 October 2020 on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulation (EU) 2018/1999 (European Climate Law),” P9_TA(2020)0253, 2020.10.8. <https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2020-0253_EN.pdf> 第2a条修正関係。

(33) Council of the European Union, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulation (EU) 2018/1999 (European Climate Law) - Partial general approach,” 2020.10.19, p.3. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_12083_2020_INIT&from=EN>

(34) European Council, “European Council meeting (15 and 16 October 2020) – Conclusions,” 2020.10.16, p.3. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-15-2020-INIT/en/pdf>>

提案どおり、2030年までに1990年比55%以上削減とすることが承認された⁽³⁵⁾。これを受けて、EU理事会においても、2030年目標を1990年比55%以上削減とする合意が成立し⁽³⁶⁾、欧州議会、EU理事会、欧州委員会の三者は、欧州気候法案に関する非公式の協議を開始した。

2021年4月、三者の間で、欧州気候法案に関する非公式の合意が成立した。この合意において、2030年目標は、最終的には、欧州理事会での合意に沿って、1990年比55%以上削減とすることとされた。2021年6月、欧州気候法案は欧州議会及びEU理事会で正式に採択され、同月30日、「気候中立を達成するための枠組みを定め、規則(EC) No 401/2009及び(EU) 2018/1999を改正する2021年6月30日の欧州議会及び理事会の規則(EU) 2021/1119(「欧州気候法」)⁽³⁷⁾として制定、同年7月9日に公布され、同月29日に施行された。

II 欧州気候法の法的根拠及び関連立法

1 法的根拠

EUが立法を行うためには、EUの基本条約であるEU条約(Treaty on European Union)、EU運営条約(Treaty on the Functioning of the European Union)にその法的根拠が定められている必要がある⁽³⁸⁾。欧州気候法の法的根拠は、EU運営条約第192条第1項であり、同項は、同条約第191条に掲げる目標を達成するための措置を、欧州議会及びEU理事会が通常立法手続に従って決定することを定めている。同条約第191条は、環境政策の目的を規定しており、環境の質の保全・保護・改善、人間の健康の保護、天然資源の慎重かつ合理的な利用、地域又は世界規模の環境問題に対応する措置(特に気候変動との闘いに関する措置)の推進が挙げられている⁽³⁹⁾。

環境政策に関する施策は、EUと加盟国が共有権限⁽⁴⁰⁾を有する分野と位置付けられる(EU運営条約第4条)。したがって、環境政策については、EUと加盟国は双方とも立法を行い、法的拘束力を有する行為(legally binding acts)を採択することができる。ただし、加盟国が立法権限を行使できるのは、EUがその権限を行使していない範囲に限られる(同第2条第2項)。

2 関連立法

温室効果ガス排出量削減に関連するEU立法には、主として次のものがある。

欧州排出量取引制度指令(Directive 2003/87/EC)⁽⁴¹⁾は、EUの気候変動政策の中心的な政策

(35) European Council, “European Council meeting (10 and 11 December 2020) – Conclusions,” 2020.12.11, p.5. <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-22-2020-INIT/en/pdf>>

(36) Council of the European Union, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulation (EU) 2018/1999 (European Climate Law) - General approach,” 2020.12.17. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_14171_2020_INIT&from=EN>

(37) Regulation (EU) 2021/1119, *op.cit.*(1).

(38) 庄司 前掲注(30), pp.29-31.

(39) 中西 前掲注(2), pp.17-23.

(40) EUが政策を実施する権限は、EUの基本条約であるEU条約及びEU運営条約において付与された範囲内に限定される(EU条約第5条)。EU運営条約は、EUと加盟国の立法権限の配分を、主として3つの性質に類型化し、各類型に該当する政策分野を挙げている。立法権限の類型は、①EUのみが立法権限を有する排他的権限、②EUと加盟国の双方が立法権限を有する共有権限、③EUには加盟国の支援・調整等のみが認められる補充的権限である(EU運営条約第2条)。庄司 前掲注(30), pp.31-34; 中村 前掲注(30), pp.87-89.

(41) Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 2003 establishing a scheme for greenhouse gas emission allowance trading within the Community and amending Council Directive 96/61/EC [2003] OJ L 275/32. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2003/87/oj>>

手段である EU 域内⁽⁴²⁾ の排出量取引制度（EU Emissions Trading System: EU ETS）について定める。EU ETS は、いわゆる「キャップ・アンド・トレード方式」の排出量取引制度である。加盟国政府は、対象事業者（電力、石油精製等のエネルギー集約型産業等）に対し、温室効果ガスを排出できる上限値として排出枠を有償又は無償で割り当てる（キャップ）。事業者は、実際の排出量が排出枠を超えた場合には他の事業者から排出権を購入することが義務付けられる一方、実際の排出量が排出枠を下回った場合には余剰排出枠を他の事業者に売却し利益を得ることができる（トレード）⁽⁴³⁾。

温室効果ガス排出量削減分担に関する規則（Regulation (EU) 2018/842）⁽⁴⁴⁾ は、EU ETS の対象外の分野において、2030 年までの拘束力のある排出量削減目標を加盟国ごとに定める。各加盟国の目標は、1 人当たり GDP 等に基づき定められており、2005 年比で 0% 削減（ブルガリア）から 40% 削減（スウェーデン、ルクセンブルク）まで幅広いものとなっている⁽⁴⁵⁾。

エネルギー同盟⁽⁴⁶⁾ のガバナンスに関する規則⁽⁴⁷⁾（Regulation (EU) 2018/1999. 以下「ガバナンス規則」という。）は、2030 年までの目標達成に向けた進捗を監視する仕組みを構築する。ガバナンス規則に基づき、各加盟国は自国の気候エネルギー政策に関する「国家気候エネルギー統合計画」等を策定し、欧州委員会はこれらを評価・監視することで、EU 全体としての長期目標を達成することを目指す仕組みとなっている。

その他、森林や農地等からの温室効果ガスの排出量と除去量の算定基準を定め、排出量が除去量を上回らないようにすること等を規定する、土地利用・土地利用変化・林業部門（Land Use, Land Use Change and Forestry: LULUCF）規則（Regulation (EU) 2018/841）⁽⁴⁸⁾ 等がある。

(42) アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーも参加。

(43) 鈴木 前掲注 (2), pp.135, 144-145; “EU Emissions Trading System (EU ETS).” European Commission website <https://ec.europa.eu/clima/eu-action/eu-emissions-trading-system-eu-ets_en>

(44) Regulation (EU) 2018/842 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on binding annual greenhouse gas emission reductions by Member States from 2021 to 2030 contributing to climate action to meet commitments under the Paris Agreement and amending Regulation (EU) No 525/2013 [2018] OJ L 156/26. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2018/842/oj>> 「努力共有（effort sharing）規則」とも呼ばれる。

(45) 鈴木 前掲注 (2), p.140; “Effort sharing 2021-2030: targets and flexibilities.” European Commission website <https://ec.europa.eu/clima/eu-action/effort-sharing-member-states-emission-targets/effort-sharing-2021-2030-targets-and-flexibilities_en>

(46) 企業及び家庭に対し、安全で、持続可能で、競争力があり、良心的な価格のエネルギーを提供するため、①エネルギー安全保障、②エネルギー市場の統合、③省エネルギー化、④低炭素経済の実現、⑤再生可能エネルギー等に関する研究・開発の 5 分野に取り組むための戦略をいう。「同盟」と称されているが、加盟国が連携して新たな組織を作るというのではなく、EU 全体として総合的にエネルギー分野に取り組むことを示した概念である。“Energy Union.” European Commission website <https://energy.ec.europa.eu/topics/energy-strategy/energy-union_en>; 島村智子「【EU】エネルギー同盟のガバナンスに関する規則の制定」『外国の立法』No.279-2, 2019.5, p.8. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281066_po_02790204.pdf?contentNo=1>; 「EU が目指すエネルギー同盟とは？」『EU MAG』Vol.37, 2015.2. <<https://eumag.jp/questions/f0215/>>

(47) Regulation (EU) 2018/1999 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 on the Governance of the Energy Union and Climate Action, amending Regulations (EC) No 663/2009 and (EC) No 715/2009 of the European Parliament and of the Council, Directives 94/22/EC, 98/70/EC, 2009/31/EC, 2009/73/EC, 2010/31/EU, 2012/27/EU and 2013/30/EU of the European Parliament and of the Council, Council Directives 2009/119/EC and (EU) 2015/652 and repealing Regulation (EU) No 525/2013 of the European Parliament and of the Council [2018] OJ L 328/1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2018/1999/oj>> 同規則の概要は、島村 同上, pp.8-9 を参照。

(48) Regulation (EU) 2018/841 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on the inclusion of greenhouse gas emissions and removals from land use, land use change and forestry in the 2030 climate and energy framework, and amending Regulation (EU) No 525/2013 and Decision No 529/2013/EU [2018] OJ L 156/1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2018/841/oj>>

なお、2021年7月、欧州委員会は、欧州気候法で定めた2030年までに温室効果ガスを1990年比で55%以上削減する目標の達成のため、これらの指令・規則の改正案を公表している⁽⁴⁹⁾。

Ⅲ 欧州気候法の概要

1 構成及び施行日

欧州気候法は、全14か条で構成され、2021年7月29日に施行された(第14条)。第1条は主題及び範囲、第2条は気候中立目標、第3条は気候変動に関する科学的助言、第4条は中間的なEUの気候目標値、第5条は気候変動への適応、第6条はEUの進捗状況及び措置の査定、第7条は国内措置の査定、第8条は欧州委員会の査定に関する共通規定、第9条は市民参加、第10条は分野別ロードマップ、第11条は欧州委員会による欧州気候法の運用状況の検討に関して規定する。第12条は欧州環境庁等設置規則⁽⁵⁰⁾を改正し、第13条はガバナンス規則を改正する。第14条は施行日を規定する。

気候変動対策は、温室効果ガスの排出量削減と森林等の吸収源の強化を目指す「緩和策」(mitigation)と、気候変動の進行を前提として、現在発生している又は将来発生しうる気候変動の悪影響の防止や軽減を目指す「適応策」(adaptation)に大きく分けることができ、両者が補完しあうことで、気候変動リスクを低減することができる⁽⁵¹⁾とされている。欧州気候法では、2050年までの気候中立目標(第2条)、2030年の削減目標の設定(第4条)等による「緩和策」に加え、「適応策」に関する戦略の策定(第5条)等についても規定している。

2 目的及び範囲

欧州気候法は、温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、ハイドロフルオロカーボン(代替フロン)等)の人為的な発生源による排出量を不可逆的かつ段階的に削減し、吸収源による除去量を強化するための枠組みを定める。同法は、パリ協定に定める長期的な気候目標⁽⁵²⁾のため、2050年までにEUにおいて気候中立を達成するという拘束力のある目標を定め、かつ、同協定に定める世界的な適応目標⁽⁵³⁾に向けて前進するための枠組みを定める。また、同法は、2030年までにEUにおける温室効果ガス排出量の純減のための拘束力のある目標を定める(第1条)。

(49) 改正案の概要は、次を参照。濱野恵「【EU】温室効果ガス削減政策パッケージ「Fit for 55」の公表」『外国の立法』No.289-2, 2021.11, pp.22-23. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11863399_po_02890209.pdf?contentNo=1>

(50) Regulation (EC) No 401/2009 of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the European Environment Agency and the European Environment Information and Observation Network [2009] OJ L 126/13. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2009/401/oj>> 欧州環境庁(European Environment Agency)は、EU及び加盟国に対し、客観的で信頼性のある情報を提供することにより、環境保護のために必要な措置を講じ、当該措置の結果を評価し、環境の状態について国民に適切な情報を提供することを可能にすること等を目的として設置されたEUの専門機関(同規則第1条)。

(51) 適応策の事例としては、堤防整備や作物の品種改良、灌漑システムの改善等が挙げられる。鈴木良典「気候変動への適応策—諸外国の動向を中心に—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』850号, 2015.2.17, pp.1, 5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8967872_po_0850.pdf?contentNo=1>; 「パリ協定—歴史的合意に至るまでの道のり」『わかる!国際情勢』Vol.150, 2017.1.25. <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol150/index.html>>

(52) 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるという目標を設定し、かつ、1.5℃高い水準までに抑えるための努力を継続すること(パリ協定第2条第1項第a号)。

(53) 気候変動への適応に関する能力の向上、気候変動に対する強靱性の強化及びぜい弱性の減少を指す(パリ協定第7条第1項)。

3 2050年の目標—気候中立の達成—

EU全体としての温室効果ガスの排出量と除去量は、遅くとも2050年までに均衡のとれた状態とし、排出量が正味ゼロ（net zero）となる気候中立が達成されなければならない。2050年以降、EUは、負の排出量（negative emissions）⁽⁵⁴⁾を目指さなければならない。EUの関連機関及び加盟国は、気候中立目標を達成するために必要な措置を講じなければならない（第2条）。

4 2030年の中間目標—1990年比55%以上削減—

2050年までの気候中立達成に向けた中間目標として、2030年までに温室効果ガスの純排出量（実際の排出量から森林等の吸収源による温室効果ガスの除去量を差し引いた後の排出量）を1990年比55%以上削減するという拘束力のある目標を定める。ただし、排出量の削減努力を確実にするため、純排出量に計上できる除去量の上限は、二酸化炭素換算で225メガトン（2億2500万トン）とする（第4条第1項）。

5 2040年の中間目標の検討

欧州委員会は、パリ協定に定める初回のグローバル・ストックテイクから6か月以内に、2040年までの中間目標を欧州気候法に追加する立法提案を作成しなければならない（第4条第3項）。この際、IPCC⁽⁵⁵⁾や「気候変動に関する欧州科学諮問委員会」（European Scientific Advisory Board on Climate Change. 以下「諮問委員会」という。「8 諮問委員会の設置」で後述。）の最新報告書を含む最良かつ最新の科学的知見、社会的・経済的・環境的影響、公正かつ公平な移行の確保等の事項を考慮しなければならない（第4条第5項）。また、立法提案の作成と同時に、2030年から2050年までの間に、パリ協定に基づきEUが宣言した削減目標を損なうことなくEUが排出することができる予想される温室効果ガスの純排出量を、EUの温室効果ガス予測指標予算（projected indicative Union greenhouse gas budget）として、別途公表しなければならない⁽⁵⁶⁾（第4条第4項）。

(54) 負の排出量（negative emissions）は、一般的に、過去に排出された大気中の二酸化炭素を人為的に回収・除去する技術を意味する。ただし、この文言を挿入した欧州議会の修正提案報告書及び報道発表によると、ここでは、温室効果ガスの除去量が排出量を上回る状態を指すとされている。European Parliament, “Report on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulation (EU) 2018/1999 (European Climate Law),” 2020.9.22, p.77. <https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2020-0162_EN.pdf>; “EU climate law: MEPs want to increase emission reductions target to 60% by 2030,” 2020.9.11. European Parliament website <<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20200907IPR86512/eu-climate-law-meps-want-to-increase-emission-reductions-target-to-60-by-2030>>; 加藤悦史「ネガティブエミッション技術」『地球環境研究センターニュース』25巻1号, 2014.4. <<https://www.cger.nies.go.jp/cgernews/201404/281003.html>>

(55) 気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC）は、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織であり、各国の政府から推薦された科学者が参加し、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、報告書を公表している。「IPCCとは」2016.6.30. 国立環境研究所ウェブサイト <<https://www.nies.go.jp/kanko/kankyogi/61/column2.html>>

(56) “EU Climate Law: MEPs confirm deal on climate neutrality by 2050,” 2021.6.24. European Parliament website <<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20210621IPR06627/eu-climate-law-meps-confirm-deal-on-climate-neutrality-by-2050>>

6 気候変動への適応

欧州委員会は、パリ協定第7条に基づき⁽⁵⁷⁾、気候変動に適応するための施策に関するEU戦略を採択し、これを定期的に評価しなければならない。加盟国は、EU戦略等を考慮し、気候変動への適応に関する国内戦略を採択し、これを実施し、定期的に更新しなければならない。EU及び加盟国は、全ての政策分野に気候変動への適応の視点を統合させるよう努めなければならない⁽⁵⁸⁾（第5条）。

7 査定及び検討

(1) EUの措置の査定

欧州委員会は、2023年9月30日までに、その後は5年ごとに、2050年までの気候中立目標及び気候変動への適応についてのEU全体としての進捗を査定し、また、EUの措置とこれらの目標との整合性を評価しなければならない。EUの措置が気候中立や適応の目標と整合性を欠く又は進捗が不十分であると判断される場合、欧州委員会は、必要な措置を講じなければならない。また、欧州委員会は、予算案を含む全ての立法提案の作成に当たり、これらの提案が欧州気候法の目標と合致するように努めなければならないが、合致していない場合は、その理由を説明しなければならない（第6条）。

(2) 加盟国の国内措置の査定

欧州委員会は、2023年9月30日までに、その後は5年ごとに、2050年までの気候中立目標及び気候変動への適応と、関連する国内措置との整合性を査定しなければならない。欧州委員会は、加盟国の国内措置が気候中立や適応の目標との整合性を欠くと判断した場合には、当該加盟国に対して勧告を行うことができる。当該加盟国は、勧告の受領から6か月以内に、勧告への対応方針を欧州委員会に通知し、勧告発出の翌年に、勧告にどのように対処したかを報告しなければならない。加盟国が勧告に対処しないこととした場合、当該加盟国は、その理由を欧州委員会に説明しなければならない（第7条）。

(3) 査定の際に考慮すべき事項

欧州委員会は、EUの措置及び加盟国の国内措置の査定に際し、2050年気候中立目標達成のために必要な温室効果ガスの純排出量削減の指標となる、EUの2030年目標値・2040年目標値・2050年気候中立目標を結ぶ直線的な軌道を査定の基準として用いなければならない。その他、ガバナンス規則に基づく各種報告書、欧州環境庁や諮問委員会等の報告書、欧州及び世界の気候に関する統計データ、IPCC等の国際機関の報告書等も、査定の際の基準として用いなければならない（第8条、前文37）。

(4) 運用に関する検討

欧州委員会は、各グローバル・ストックテイクから6か月以内に、EUの措置及び加盟国の

(57) パリ協定の締約国は、気候変動への適応に関する能力の向上、気候変動に対する強靱性の強化及びぜい弱性の減少という世界的な適応目標を設定し（パリ協定第7条第1項）、適切な場合には、適応に関する計画を作成し、これを定期的に更新しなければならない（同条第9項から第11項）としている。

(58) Erbach, *op.cit.*(31), p.11.

国内措置に関する査定結果とともに、欧州気候法の運用に関する報告書を、欧州議会及び EU 理事会に提出しなければならない。この報告書には、必要に応じて、欧州気候法を改正するための立法提案を添付することができる（第 11 条）。

8 諮問委員会の設置

欧州気候法による欧州環境庁等設置規則の改正により、諮問委員会が設置される。諮問委員会は、気候変動に関する科学的知見に基づき助言や報告、情報共有等を行う（第 3 条、第 12 条）。

諮問委員会は、欧州環境庁の運営委員会⁽⁵⁹⁾により、公開され、公正で、透明性のある選考手続を経て任命される、専門知識を有する者 15 人で構成される。諮問委員会の構成員の任期は 4 年であり、同じ国籍の者は 2 人以下としなければならない。構成員は、加盟国及び EU 機関から独立して見解を示さなければならない（第 12 条）。

9 市民参加の促進、経済分野別の自主的な取組の促進

欧州委員会は、気候中立的であり、気候変動への強靭性を備えた社会への公正で公平な移行に向けて、社会の全構成員が行動することができるよう、市民からの意見聴取や情報交換等を促進する（第 9 条）。また、欧州委員会は、各経済分野が、2050 年の気候中立目標を達成するための自主的なロードマップを作成することを奨励し、利害関係者間の情報共有等を促進する（第 10 条、前文 7）。

おわりに

2021 年 7 月、欧州委員会は、2050 年までの気候中立達成に向けて、2030 年までに温室効果ガスを 1990 年比で 55% 以上削減するための施策を盛り込んだ包括的な政策パッケージ「Fit for 55」を公表した⁽⁶⁰⁾。同時に、欧州委員会は、同パッケージで提案した欧州排出量取引制度の見直しや、カーボン・リーケージ（carbon leakage）⁽⁶¹⁾に対応するための国境炭素調整メカニズムの新設等のための立法提案⁽⁶²⁾を公表した。また、同年 12 月には、追加の政策パッケージとして、天然ガスから再生可能ガスへの移行を目指すガス市場の脱炭素化や、EU として初となるエネルギー部門におけるメタンガスの排出量規制等を含む、3 つの立法提案を公表した⁽⁶³⁾。

(59) 運営委員会（Management Board）は、欧州環境庁の意思決定機関であり、各加盟国の代表者、欧州委員会の代表者、欧州議会が任命する専門家で構成され、欧州環境庁の多年度又は年間の行動計画の採択、欧州環境庁の事務局長（Executive Director）の任命等を行う。“EEA Management Board,” 2020.5.5. European Environment Agency website <<https://www.eea.europa.eu/about-us/governance/management-board>>

(60) 「Fit for 55」の概要は、次を参照。濱野 前掲注 (49)。

(61) 排出量規制の緩い第三国への EU 域内企業の生産拠点の移転や、そのような第三国からの製品輸入による域内製造品の代替により、EU 域外に温室効果ガスの排出が漏出し（leakage）、EU 及び世界全体としての排出量削減の努力が損なわれること。European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and the Council establishing a carbon border adjustment mechanism,” COM(2021) 564, 2021.7.14, p.2. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:a95a4441-e558-11eb-a1a5-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF>

(62) 同法案について、次を参照。小池拓自「EU 炭素国境調整措置構想の概要と課題—WTO 協定との整合性及びパリ協定との調和—」『レファレンス』652 号, 2021.12, pp.83-107. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11941687_po_085207.pdf?contentNo=1>

(63) “Legislative Train Schedule: Fit for 55 Package under the European Green Deal.” European Parliament website <<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/package-fit-for-55>>

これらの立法提案は、今後 30 年間の EU の気候変動関係立法の枠組みを定める「法の中の法 (the law of laws) である欧州気候法」⁽⁶⁴⁾ の目標を実現するための具体的な施策の実施を可能とするものであり、同法に掲げる目標の達成を左右するものといえる。今後、欧州議会及び EU 理事会においてこれらの立法提案の審議が行われるが、EU の各種産業団体から、賛意だけでなく、不満、要望等も多く寄せられている ⁽⁶⁵⁾。

日本においても、パリ協定の目標や 2050 年までの脱炭素社会の実現等を基本理念として位置付ける「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 54 号) が、2021 年 5 月 26 日に成立した。このような中、EU における気候中立達成に向けた各種の取組は、日本においても参考になるものであり、今後の動向が注目される。

(はまの めぐみ)

(64) “European climate law: Council and Parliament reach provisional agreement,” 2021.5.5. European Council, Council of the European Union website <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2021/05/05/european-climate-law-council-and-parliament-reach-provisional-agreement/>>

(65) 「欧州産業界、欧州委の気候変動対策パッケージに賛意や不満を表明」2021.7.20. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/006a7c12a1356924.html>>

気候中立を達成するための枠組みを定め、
規則 (EC) No 401/2009 及び (EU) 2018/1999 を改正する
2021 年 6 月 30 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) 2021/1119 (「欧州気候法」)

Regulation (EU) 2021/1119 of the European Parliament and of the Council of 30 June 2021
establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulations (EC)
No 401/2009 and (EU) 2018/1999 (‘European Climate Law’)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 濱野 恵訳

【目次】

- 第 1 条 主題及び範囲
- 第 2 条 気候中立目標
- 第 3 条 気候変動に関する科学的助言
- 第 4 条 中間的な EU の気候目標値
- 第 5 条 気候変動への適応
- 第 6 条 EU の進捗状況及び措置の査定
- 第 7 条 国内措置の査定
- 第 8 条 委員会の査定に関する共通規定
- 第 9 条 市民参加
- 第 10 条 分野別ロードマップ
- 第 11 条 検討
- 第 12 条 規則 (EC) No 401/2009 の改正
- 第 13 条 規則 (EU) 2018/1999 の改正
- 第 14 条 施行

欧州議会及び EU 理事会は、EU 運営条約、特にその第 192 条第 1 項⁽¹⁾を考慮して、
(中略)

この規則を採択した。

* この翻訳は、Regulation (EU) 2021/1119 of the European Parliament and of the Council of 30 June 2021 establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulations (EC) No 401/2009 and (EU) 2018/1999 (‘European Climate Law’) [2021] OJ L 243/1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2021/1119/oj>> の本文を邦訳したものである。訳出に当たり、必要に応じ、ドイツ語版及びフランス語版の本文を参照した。注は全て訳者によるものであり、規則、指令の詳細を示した原注は、本稿のフォーマットに合わせて脚注に取り込んだ。訳文中の [] 内の語句は、原語又は訳者による補記である。また、訳文本文中の「理事会」は全て EU 理事会 (Council of the European Union) を、「委員会」は全て欧州委員会 (European Commission) を指す。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 11 月 26 日である。

(1) 欧州連合 (EU) 運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union) は、EU 条約 (Treaty on European Union) と並ぶ EU の基本条約である。EU 運営条約第 192 条第 1 項は、第 191 条に掲げる目標を達成するための措置を、欧州議会及び EU 理事会が通常立法手続に従って決定することを定めている。第 191 条は、環境政策の目的として、環境の質の保全・保護・改善、人間の健康の保護、天然資源の慎重かつ合理的な利用、地域又は世界規模の環境問題に対応する措置 (特に気候変動との闘いに関する措置) の推進を挙げている。

第1条 主題及び範囲

この規則は、EU法で規制される、人為的な発生源による温室効果ガスの排出量を不可逆的かつ段階的に削減し、及び吸収源による除去量を強化するための枠組みを定める。

この規則は、パリ協定⁽²⁾第2条第1項第a号に定める長期的な気温目標⁽³⁾のため、2050年までにEUにおいて気候中立〔を達成する〕という拘束力のある目標を定め、かつ、パリ協定第7条に定める世界的な適応目標⁽⁴⁾に向けて前進するための枠組みを提供する。また、この規則は、2030年の温室効果ガス排出量の域内における純減という、拘束力のあるEUとしての目標を定める。

この規則は、規則(EU)2018/1999⁽⁵⁾附属書V第2部⁽⁶⁾に記載する人為的な温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去に適用される。

第2条 気候中立目標

1. EU法で規制されるEU全体の温室効果ガスの排出量及び除去量は、遅くとも2050年までにEU内で均衡のとれた状態とし、それによって、その時点までに排出量を正味ゼロまで減少させるものとし、EUは、その後は負の排出量⁽⁷⁾を達成することを目指さなければならない。
2. 関連するEU機関及び加盟国⁽⁸⁾は、第1項に定める気候中立目標の〔EU〕全体としての達成を可能にするために、この目標を達成する際の加盟国間の公平性及び連帯と費用対効果

(2) パリ協定は、国連気候変動枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC) の下、2020年以降の温室効果ガス排出量削減等のための国際枠組みを定めるため、2015年にパリで開催された第21回締約国会議 (COP21) において採択された。同協定は、EUについては2016年11月、日本については同年12月 (平成28年条約第16号) に効力を発生した。「パリ協定」2016.12.8. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000810.html>; “Paris Agreement.” European Commission website <https://ec.europa.eu/clima/policies/international/negotiations/paris_en>

(3) 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるという目標を設定し、かつ、1.5℃高い水準までに抑えるための努力を継続すること (パリ協定第2条第1項第a号)。パリ協定における訳語は、次を参照した。「パリ協定」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H28-007.pdf>>

(4) 気候変動への適応に関する能力の向上、気候変動に対する強靱性の強化及びぜい弱性の減少を指す (パリ協定第7条第1項)。

(5) Regulation (EU) 2018/1999 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 on the Governance of the Energy Union and Climate Action, amending Regulations (EC) No 663/2009 and (EC) No 715/2009 of the European Parliament and of the Council, Directives 94/22/EC, 98/70/EC, 2009/31/EC, 2009/73/EC, 2010/31/EU, 2012/27/EU and 2013/30/EU of the European Parliament and of the Council, Council Directives 2009/119/EC and (EU) 2015/652 and repealing Regulation (EU) No 525/2013 of the European Parliament and of the Council [2018] OJ L 328/1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2018/1999/oj>> エネルギー同盟のガバナンスに関する規則 (以下「ガバナンス規則」という)。同規則の概要は、島村智子「【EU】エネルギー同盟のガバナンスに関する規則の制定」『外国の立法』No.279-2, 2019.5, pp.8-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281066_po_02790204.pdf?contentNo=1> を参照。

(6) ガバナンス規則の対象となる温室効果ガス (二酸化炭素、メタン、ハイドロフルオロカーボン等) を列挙している。

(7) 負の排出量 (negative emissions) は、一般的に、過去に排出された大気中の二酸化炭素を人為的に回収・除去する技術を意味する。ただし、この文言を挿入した欧州議会の修正提案報告書及び報道発表によると、ここでは、温室効果ガスの除去量が排出量を上回る状態を指すとされている。European Parliament, “Report on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulation (EU) 2018/1999 (European Climate Law),” 2020.9.22, p.77. <https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2020-0162_EN.pdf>; “EU climate law: MEPs want to increase emission reductions target to 60% by 2030,” 2020.9.11. European Parliament website <<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20200907IPR86512/eu-climate-law-meps-want-to-increase-emission-reductions-target-to-60-by-2030>>; 加藤悦史「ネガティブエミッション技術」『地球環境研究センターニュース』25巻1号, 2014.4. <<https://www.cger.nies.go.jp/cgernews/201404/281003.html>>

(8) EU加盟国をいう。以下同様。

の双方を促進することの重要性を考慮した上で、EU レベル及び国レベルでそれぞれ必要な措置を講じなければならない。

第3条 気候変動に関する科学的助言

1. 規則（EC）No 401/2009⁽⁹⁾ 第10a条の下で設立される気候変動に関する欧州科学諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）は、その独立性並びに科学的及び技術的な専門性によって、気候変動に関連する科学的知識に関するEUの評価の基準点としての役割を果たさなければならない。
2. 諮問委員会の任務は、次の事項を含む。
 - (a) 特にEUに関連する情報に関して、IPCC⁽¹⁰⁾ 報告書の最新の科学的知見及び科学的気候データを考慮すること。
 - (b) 既存の、及び提案されたEUの措置、気候目標値及び温室効果ガス指標予算⁽¹¹⁾並びにこれらの措置等とこの規則の目標及びパリ協定に基づくEUの国際的な約束との一貫性について、科学的な助言を提供し、報告書を発行すること。
 - (c) 排出量の削減又は除去量の増加に貢献するモデル構築、監視、有望な研究及び技術革新の分野において、独立した科学的知識の交換に貢献すること。
 - (d) EUの気候目標値を成功裏に達成するために必要な行動及び機会を特定すること。
 - (e) 気候変動及びその影響についての意識を高めること並びに既存の活動及び努力を補完することによってEU内の科学団体間の対話及び協力を促進すること。
3. 諮問委員会は、IPCC、IPBES⁽¹²⁾ その他の国際機関の最新の報告書を含む、入手可能な最良かつ最新の科学的知見をその活動の指針としなければならない。諮問委員会は、完全な透明性を有する手続に従い、その報告書を一般に公開しなければならない。諮問委員会は、利用可能な場合には、第4項にいう国内気候諮問機関の成果を考慮に入れることができる。
4. 気候政策の分野における科学の役割を強化するという観点において、各加盟国は、当該加盟国が定めるところに従い、関連する国家機関に対し、気候政策に関する専門的な科学的助言を提供する責任を負う国内気候諮問機関を設立するよう招請される。加盟国は、このような諮問機関の設置を決定した場合、そのことを欧州環境庁⁽¹³⁾に報告しなければならない。

(9) 欧州環境庁等設置規則（Regulation (EC) No 401/2009 of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the European Environment Agency and the European Environment Information and Observation Network [2009] OJ L 126/13. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2009/401/oj>>）

(10) 気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC）は、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織であり、各国の政府から推薦された科学者が参加し、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、報告書を公表している。「IPCCとは」2016.6.30. 国立環境研究所ウェブサイト <<https://www.nies.go.jp/kanko/kankyogi/61/column2.html>>

(11) 第4条第4項参照。

(12) 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services: IPBES）は、生物多様性と生態系サービス（食料や木材の供給、気温の調節、水の浄化等、生態系の機能により供給される便益）に関する動向を科学的に評価し、科学と各国政策のつながりを強化するための政府間組織。「生物多様性とIPBES」地球環境戦略研究機関ウェブサイト <<https://www.iges.or.jp/jp/projects/ipbes/biodiversity>>

(13) 欧州環境庁（European Environment Agency）は、EU及び加盟国に対し、客観的で信頼性のある情報を提供することにより、環境保護のために必要な措置を講ずることができるようにし、当該措置の結果を評価し、環境の状態について市民に適切な情報を提供すること等を目的として設置されたEUの専門機関（欧州環境庁等設置規則第1条）。

第4条 中間的なEUの気候目標値

1. 第2条第1項に定める気候中立目標を達成するため、拘束力のあるEUの2030年気候目標値は、域内において2030年までに温室効果ガスの純排出量（除去量を差し引いた後の排出量）を1990年比で少なくとも55%削減するものとする。

第1文にいう目標値を実施する際、関連するEU機関及び加盟国は、迅速かつ予測可能な排出削減を優先し、同時に、自然の吸収源による除去を強化しなければならない。

2030年まで十分な緩和努力が展開されることを確実にするため、この規則の目的のため及び第2項にいうEU立法の評価に影響を及ぼすことなく、EUの2030年気候目標値に対する純除去量の寄与は、CO₂換算で2億2500万トンに限定されるものとする。2050年までに気候中立を達成するという目標に沿ってEUの炭素吸収量を強化するため、EUは、2030年におけるより多くの炭素純吸収量の達成を目指すものとする。

2. 委員会は、2021年6月30日までに、この条第1項に定める目標値及び第2条第1項に定める気候中立目標の達成を可能にするため、関連するEU立法に検討を加え、[EU基本]条約に基づき、立法提案の採択を含む必要な措置を講ずることを考慮しなければならない。

委員会は、第1文にいう検討及びその後の検討の枠組みの中で、特に、必要な投資を動員するための適切な手段及びインセンティブのEU法の下での利用可能性を評価し、必要に応じて措置を提案しなければならない。

委員会は、立法提案の採択後、各提案に関する立法手続を監視しなければならない。それらの立法手続全体を考慮した、予測される結果により、第1項に定める目標値が達成されるかどうかを欧州議会及び理事会に報告することができる。予測される結果が第1項に定める目標値に沿った結果をもたらさない場合、委員会は、[EU基本]条約に基づき、立法提案の採択を含む必要な措置を講ずることができる。

3. この規則第2条第1項に定める気候中立目標の達成を視野に入れて、EU全体の2040年気候目標値は設定されるものとする。このため、委員会は、必要な場合には、パリ協定第14条にいう初回のグローバル・ストックテイク⁽¹⁴⁾から遅くとも6か月以内に、詳細な影響評価に基づき、この規則第6条及び第7条にいう査定の結論並びにグローバル・ストックテイクの結果を考慮して、2040年のEUの気候目標値を含むようにこの規則を改正するための立法提案を作成しなければならない。

4. 委員会は、第3項にいうEUの2040年気候目標値に関する立法提案を作成する際に、同時に、別の報告書において、2030年から2050年までのEUの温室効果ガス予測指標予算を公表しなければならない。この予算は、パリ協定の下でのEUの約束を危険にさらすことなくこの期間に排出されると予想される温室効果ガス純排出量（CO₂換算で表され、排出量と除去量に関してそれぞれ情報が提供される）全量の指標値として定義される。EUの温室効果ガス予測指標予算は、入手可能な最良の科学的知見に基づき、諮問委員会の助言を考慮し、かつ、採択された場合には、EUの2030年気候目標値を実施する関連EU立法を考慮するものとする。また、委員会は、EUの温室効果ガス予測指標予算が根拠とした方法論を公表しなければならない。

(14) パリ協定は、同協定の目的及び長期目標の達成に向けた世界全体としての進捗の査定（グローバル・ストックテイク）を、初回は2023年に、その後は5年ごとに実施し、その結果を、締約国の取組の更新や強化のため、締約国に情報提供するとしている（パリ協定第14条）。

5. 委員会は、第3項に基づきEUの2040年気候目標値を提案する際、次の事項を考慮しなければならない。
- (a) IPCC 及び諮問委員会の最新報告書を含む、入手可能な最良かつ最新の科学的知見
 - (b) 不作為のコストを含む、社会的、経済的及び環境的影響
 - (c) 全ての人に対して公正かつ社会的に公平な移行を確保する必要性
 - (d) 費用対効果及び経済効率
 - (e) EU 経済、特に中小企業及びカーボン・リーケージ⁽¹⁵⁾の影響に最もさらされる分野の競争力
 - (f) 費用対効果が高く、安全性及び拡張性を有する最良の利用可能な技術
 - (g) エネルギー効率、「エネルギー効率第一」の原則⁽¹⁶⁾、エネルギーの価格面での入手可能性及び供給の保証
 - (h) 加盟国間及び加盟国内での公平性及び連帯
 - (i) 環境的な有効性及び経時的進歩の確保の必要性
 - (j) 自然の吸収源を長期的に維持し、管理し、及び強化し、並びに生物多様性を保護し、及び回復する必要性
 - (k) 投資のニーズ及び機会
 - (l) パリ協定の長期目標及び国連気候変動枠組条約⁽¹⁷⁾の最終目標を達成するための国際的な進展及び努力
 - (m) 第4項にいう2030年から2050年までのEUの温室効果ガス予測指標予算に関する既存の情報
6. 委員会は、パリ協定第14条にいう2回目のグローバル・ストックテイクから6か月以内に、この規則第11条に基づき、EUの2040年気候目標値の修正を提案することができる。
7. この条の規定は、パリ協定の長期的な目標を達成するための国際的な進展及び努力（国が決定する貢献⁽¹⁸⁾の共通の時間枠⁽¹⁹⁾に関する国際的な議論の成果に関するものを含む。）に

(15) 排出量規制の緩い第三国へのEU域内企業の生産拠点の移転や、そのような第三国からの製品輸入による域内製造品の代替により、EU域外に温室効果ガスの排出が漏出し（leakage）、EU及び世界全体としての排出量削減の努力が損なわれること。European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and the Council establishing a carbon border adjustment mechanism,” COM(2021) 564, 2021.7.14, p.2. <https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:a95a4441-e558-11eb-a1a5-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF>

(16) エネルギー計画、政策、投資の決定の際に、費用対効果の高いエネルギー効率改善手段を最大限に考慮しつつ、これらの決定の目的を達成することができるかを検討すること（ガバナンス規則第2条第18号、前文64）。

(17) 国連気候変動枠組条約は、大気中の温室効果ガスの濃度を気候システムに危害を及ぼさない水準で安定化させることを目的とし、1992年に採択され、1994年に発効した。EU（当時はEC）については1994年に効力発生した。日本は国連気候変動枠組条約を1993年に受諾し、同条約は、1994年に日本について効力を発した（平成6年条約第6号）。同条約の邦訳は、次を参照（2つのファイルに分割されている）。「気候変動に関する国際連合枠組条約」外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H6-0011_1.pdf> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H6-0011_2.pdf>

(18) パリ協定は、全ての国が温室効果ガスの排出量削減目標を定め、「国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution: NDC）」として5年ごとに提出・更新しなければならないとしている（同協定第3条、第4条）。EUは、2015年3月、温室効果ガスを2030年までに1990年比で40%以上削減する目標を提出した。2020年12月にこれを更新し、2030年までに1990年比で55%以上削減に引き上げた。“Submission by Germany and the European Union on behalf of the European Union and its Member States: The update of the nationally determined contribution of the European Union and its Member States,” 2020.12.17, pp.1,5. UNFCCC NDC Registry website <https://www4.unfccc.int/sites/ndcstaging/PublishedDocuments/European%20Union%20First/EU_NDC_Submission_December%202020.pdf>

(19) パリ協定によるNDCは、国により、2025年までのものと、2030年までのものが混在しており、NDCを設定する時間枠を全締約国で共通化すべきかが議論されていた。2021年のCOP26（英国・グラスゴー）では、2025

照らして、継続的に検討を加えるものとする。

第5条 気候変動への適応

1. 関連する EU 機関及び加盟国は、パリ協定第7条⁽²⁰⁾に基づき、気候変動に対する適応能力の強化、強靱性の強化及びぜい弱性の減少の継続的な進捗を確保しなければならない。
2. 委員会は、パリ協定に沿った気候変動への適応に関する EU 戦略を採択し、この規則第6条第2項第b号に規定する検討の観点において、その戦略に定期的に検討を加えなければならない。
3. 関連する EU 機関及び加盟国は、また、EU 及び加盟国における適応に関する政策が、首尾一貫し、相互に支援し合い、分野別の政策に相乗便益をもたらすようにし、全ての政策分野（必要に応じ、関連する社会経済及び環境に関する政策及び行動を含む。）及び EU の対外行動において、気候変動への適応が、一貫した方法でより良く統合されることを目指すようにしなければならない。関連する EU 機関及び加盟国は、特に、最もぜい弱で影響を受ける人々及び分野に焦点を当て、市民社会と協議の上、この点に関する不備を特定しなければならない。
4. 加盟国は、この条第2項にいう気候変動への適応に関する EU 戦略を考慮し、気候変動及びぜい弱性の確実な分析、進捗状況の査定並びに指標に基づき、入手可能な最良かつ最新の科学的知見を指針として、国の適応戦略及び計画を採択し、実施しなければならない。加盟国は、国の適応戦略において、関連分野、特に農業、水及び食料システム並びに食料安全保障に特有のぜい弱性を考慮し、自然を活用した解決策⁽²¹⁾及び生態系を活用した適応策⁽²²⁾を促進しなければならない。加盟国は、戦略を定期的に更新し、関連する更新情報を規則（EU）2018/1999 第19条第1項の下で提出する報告書⁽²³⁾に含めなければならない。
5. 委員会は、2022年7月30日までに、プロジェクト及びプロジェクトのための計画の作成、策定、実行及び監視を行う際の本質的な物理的気候リスクの特定、分類及び健全性管理のための共通の原則及び実施方法を定めるガイドラインを採択しなければならない。

第6条 EUの進捗状況及び措置の査定

1. 委員会は、2023年9月30日までに、その後は5年ごとに、規則（EU）2018/1999 第29条

年に2035年までのNDC、2030年に2040年までのNDCを提出し、以降、5年毎に同様に提出することを奨励する旨が決定された。「国連気候変動枠組条約第26回締約国会合（COP26）結果概要」p.3. 環境省ウェブサイト <<http://www.env.go.jp/earth/COP26%E7%B5%90%E6%9E%9C%E6%A6%82%E8%A6%81%EF%BC%8820211125%E6%99%82%E7%82%B9%EF%BC%89.pdf>>; “Common time frames for nationally determined contributions referred to in Article 4, paragraph 10, of the Paris Agreement.” UNFCCC website <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma3_auv_3b_CTF.pdf>; Elizaveta Nidzelskaya, “The Paris Agreement: A Focus on Common Time Frames,” 2021.7.18. Climataalk website <<https://climataalk.org/2021/07/18/the-paris-agreement-a-focus-on-common-time-frames/>>

(20) パリ協定の締約国は、気候変動への適応に関する能力の向上、気候変動に対する強靱性の強化及びぜい弱性の減少という世界的な適応目標を設定し（パリ協定第7条第1項）、適切な場合には、適応に関する計画を作成し、これを定期的に更新しなければならない（同条第9項から第11項）としている。

(21) 自然を活用した解決策（nature-based solutions）は、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方。「次期生物多様性国家戦略研究会報告書の公表について」2021.7.30. 環境省ウェブサイト <<http://www.env.go.jp/press/109834.html>>

(22) 生態系を活用した適応策（ecosystem-based adaptation）は、気候変動に対する全体的な適応戦略の一部として、生物多様性や生態系サービスを活用すること（例えば、森林の育成による土砂災害防止等）。環境省「生物多様性分野における気候変動への適応」2016.3, p.15. <https://www.env.go.jp/nature/biodic/kikou_tekiou-pamph/tekiou_jp.pdf>

(23) 加盟国は、気候変動への適応に関して実施された行動又は計画された行動の概要を示した、気候変動への適応のための計画及び戦略を、2年に1度、欧州委員会に提出しなければならない（ガバナンス規則第19条第1項）。

第5項⁽²⁴⁾の下で規定される査定と共に、次の事項を査定しなければならない。

- (a) この規則第2条第1項に定める気候中立目標の達成に向けて、全ての加盟国によって成された [EU] 全体としての進捗状況
- (b) この規則第5条にいう適応について、全ての加盟国によって成された [EU] 全体としての進捗状況

委員会は、その査定の結論を、対応する暦年について規則（EU）2018/1999 第35条に基づき作成されたエネルギー同盟⁽²⁵⁾の現状報告書⁽²⁶⁾とともに、欧州議会及び理事会に提出しなければならない。

2. 委員会は、2023年9月30日までに、その後は5年ごとに、次の事項に検討を加えなければならない。
 - (a) EUの措置と第2条第1項に定める気候中立目標との整合性
 - (b) EUの措置と第5条にいう適応に関する進捗の確保との整合性
3. 委員会は、この条第1項及び第2項にいう査定に基づき、EUの措置が、第2条第1項に定める気候中立目標と整合性を欠き、若しくは第5条にいう適応に関する進捗の確保と整合性を欠き、又は気候中立目標に向けた進捗状況若しくは第5条にいう適応に関する進捗状況が不十分であると認める場合には、[EU基本]条約に基づき、必要な措置を講じなければならない。
4. 委員会は、予算案を含む全ての措置案又は立法提案について、第2条第1項に定める気候中立目標並びにEUの2030年及び2040年の気候目標値との整合性を案の採択前に査定し、その査定をこれらの措置案又は立法提案に付随する影響評価に含め、採択時にその査定結果を公表しなければならない。委員会は、また、予算案を含むそれらの措置案又は立法提案が、第5条にいう適応に関する進捗の確保と整合性を有するかどうかについて査定しなければならない。委員会は、措置案及び立法提案を作成する際、それらをこの規則の目標と合致させるように努めなければならない。合致していない場合、委員会は、この項にいう整合性の査定の一部として、その理由を説明しなければならない。

第7条 国内措置の査定

1. 委員会は、2023年9月30日までに、その後は5年ごとに、次の事項を査定しなければならない。
 - (a) 規則（EU）2018/1999に基づき提出される、国家エネルギー気候統合計画⁽²⁷⁾、国家長

(24) 欧州委員会は、EU及び加盟国による国連気候変動枠組条約及びパリ協定に基づく削減目標等の達成に向けた進捗が十分であったか等について、毎年査定を行わなければならない（ガバナンス規則第29条第5項）。

(25) 企業及び家庭に対し、安全で、持続可能で、競争力があり、良心的な価格のエネルギーを提供するため、①エネルギー安全保障、②エネルギー市場の統合、③省エネルギー化、④低炭素経済の実現、⑤再生可能エネルギー等に関する研究・開発の5分野に取り組むための戦略をいう。「同盟」と称されているが、加盟国が連携して新たな組織を作るというものではなく、EU全体として総合的にエネルギー分野に取り組むことを示した概念である。“Energy Union.” European Commission website <https://energy.ec.europa.eu/topics/energy-strategy/energy-union_en>; 島村智子「【EU】エネルギー同盟のガバナンスに関する規則の制定」『外国の立法』No.279-2, 2019.5, p.8. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281066_po_02790204.pdf?contentNo=1>; 「EUが目指すエネルギー同盟とは？」『EU MAG』Vol.37, 2015.2. <<https://eumag.jp/questions/f0215/>>

(26) 欧州委員会は、エネルギー同盟の進捗等に関する報告書を、毎年、欧州議会及びEU理事会に提出しなければならない（ガバナンス規則第35条）。

(27) 加盟国は、エネルギー同盟を構成する5分野それぞれについて、自国の現状、目標値、達成のための措置等を含めた国家エネルギー気候統合計画（integrated national energy and climate plan）を作成し、欧州委員会に提出しなければならない。初回の計画は、2021年から2030年までを対象とし、以降10年ごとに作成・提出しなければならない。

期戦略⁽²⁸⁾及び隔年の進捗報告書⁽²⁹⁾に基づき、この規則第2条第1項に定める気候中立目標の達成に関連するものとして特定された国内措置と当該気候中立目標との整合性

(b) 第5条第4項にいう国内適応戦略を考慮した上で、関連する国内措置と第5条にいう適応の進捗の確保との整合性

委員会は、規則(EU)2018/1999第35条に基づき対応する暦年に作成されたエネルギー同盟の現状報告書と共に、その査定の結論を欧州議会及び理事会に提出しなければならない。

2. 委員会は、第6条第1項に基づき査定された[EU]全体としての進捗状況を十分に考慮した上で、加盟国の措置が第2条第1項に定める気候中立目標と整合性を欠き、又は第5条にいう適応に関する進捗の確保と整合性を欠くと判断した場合、当該加盟国に対して勧告を行うことができる。委員会は、当該勧告を一般に公開しなければならない。

3. 第2項に基づき勧告が発出される場合、次の原則を適用するものとする。

(a) 当該加盟国は、勧告の受領から6か月以内に、加盟国とEU及び加盟国間の連帯の精神に基づき、勧告をどのように十分に考慮する予定であるかを委員会に通知しなければならない。

(b) この項第a号にいう通知の提出後、当該加盟国は、勧告が発出された年の翌年に、規則(EU)2018/1999第17条に基づき提出される次回の国家エネルギー気候統合進捗報告書において、勧告をどのように十分に考慮してきたかを記載しなければならない。当該加盟国が勧告又はその実質的な部分に対処しないことを決定した場合には、当該加盟国はその理由を委員会に説明しなければならない。

(c) これらの勧告は、欧州セメスターの観点で発行される最新の国別勧告⁽³⁰⁾を補完するものとする。

第8条 委員会の査定に関する共通規定

1. 委員会は、EUレベルでの純排出量削減の道筋を示し、第4条第1項にいうEUの2030年気候目標値と、採択された場合にはEUの2040年気候目標値と、第2条第1項に定める気候中立目標とを結ぶ、指標となる直線的な軌道[linear trajectory]を、第6条及び第7条にいう初回及び2回目の査定の基準としなければならない。

2. 第1項にいう初回及び2回目の査定の後、委員会は、それ以降の査定について、採択された場合にはEUの2040年気候目標値と、第2条第1項で定めた気候中立目標とを結ぶ、指標となる直線的な軌道を基準としなければならない。

3. 委員会は、第7条第1項第a号にいう国内措置に加えて、少なくとも次の事項を、第6条

ならない(ガバナンス規則第3条)。

(28) 加盟国は、国家エネルギー気候統合計画とは別に、30年間以上を視野に入れた長期戦略を作成し、2020年1月1日までに、以降は10年ごとに、欧州委員会に提出しなければならない(ガバナンス規則第15条; 島村 前掲注(5), p.9)。

(29) 加盟国は、2023年3月15日までに、以降は2年ごとに、国家エネルギー気候統合計画の実施状況を欧州委員会に報告しなければならない(ガバナンス規則第17条)。

(30) 欧州セメスター(European Semester)は、毎年実施される、欧州委員会による各加盟国の財政政策や構造改革政策の分析・監視、これに基づくEU理事会による各加盟国別の勧告の採択等を主な内容とするプロセスをいう。加藤浩「EUにおける財政ガバナンス」『外国の立法』No.263, 2015.3, pp.34-35. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111087_po_02630004.pdf?contentNo=1>; 林秀毅「「ヨーロッパ・セメスター」とは何ですか?」『EU MAG』Vol.18, 2013.7. <<https://eumag.jp/questions/f0713/>>; “European Semester,” 2021.5.12. European Council and the Council of Europe website <<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/european-semester/>>

及び第7条にいう査定の基準としなければならない。

- (a) 規則（EU）2018/1999 の下で提出され、報告された情報
 - (b) 欧州環境庁、諮問委員会及び委員会の共同研究センター⁽³¹⁾の報告書
 - (c) 欧州地球観測計画コペルニクス⁽³²⁾の統計及びデータを含む欧州及び世界の統計及びデータ、報告され、又は予測される、気候の悪影響による損失に関するデータ並びに入手可能な場合には行動しなかった場合又は行動が遅れた場合のコストに関する推計
 - (d) IPCC、IPBES その他の国際機関の最新報告書を含む、入手可能な最良かつ最新の科学的知見
 - (e) EU 又は加盟国による環境的に持続可能な投資に関する補足情報（入手可能な場合には規則（EU）2020/852⁽³³⁾と整合性のある投資を含む。）
4. 欧州環境庁は、その年間作業計画に基づき、第6条及び第7条にいう査定の準備について委員会を支援しなければならない。

第9条 市民参加

1. 委員会は、気候中立的であり、気候変動への強靭性を備えた社会への公正かつ社会的に公平な移行に向けて社会の全ての構成要素が行動することを可能にし、そのように行動する能力を与えるため、社会の全ての構成要素と関わらなければならない。委員会は、ベストプラクティスを交換し、この規則の目標の達成に貢献する行動を特定するために、国、地域及び地方レベル並びに労使団体、学界、経済界、市民及び市民社会を含む全てのレベルにおいて、包括的かつアクセス可能なプロセスを促進しなければならない。委員会は、また、規則（EU）2018/1999 第10条及び第11条に基づき加盟国が設ける公開協議及びマルチレベル気候エネルギー対話⁽³⁴⁾を参考にすることができる。
2. 委員会は、市民、労使団体及び利害関係者を関与させ、かつ、対話を促進し、気候変動並びにその社会的及びジェンダー平等的側面に関する科学的根拠に基づく情報の伝播を促進するため、欧州気候協定⁽³⁵⁾を含む全ての適切な手段を用いなければならない。

(31) 共同研究センター（Joint Research Centre）は、欧州委員会の部局の一つであり、EUの政策策定を支援するための科学的な助言等を行う。“Joint Research Centre.” European Commission website <https://ec.europa.eu/info/departments/joint-research-centre_en>; 「欧州委員会について教えてください」『EU MAG』Vol.50, 2016.5. <<https://eumag.jp/questions/f0516/>>

(32) 欧州委員会が中心となって管理するEUの地球観測プログラムで、人工衛星により収集されたデータや、地上、空中で収集されたデータを処理・分析し、欧州市民の生活の質の向上等に役立てるため、無償で公開している。“About Copernicus.” Copernicus website <<https://www.copernicus.eu/en/about-copernicus>>

(33) Regulation (EU) 2020/852 of the European Parliament and of the Council of 18 June 2020 on the establishment of a framework to facilitate sustainable investment, and amending Regulation (EU) 2019/2088 [2020] OJ L 198/13. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2020/852/oj>> 持続可能な経済活動への投資を促進するため、どのような経済活動が持続可能と判断されるかを示す分類体系である「タクソノミー」の枠組みを定める規則。概要は、次を参照。濱野恵「[EU] 持続可能な経済活動の分類に関するEUタクソノミー規則の制定」『外国の立法』No.285-1, 2020.10, pp.20-21. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553729_po_02850108.pdf?contentNo=1>

(34) 第13条第5項参照。

(35) 市民が気候変動について学び、解決策を策定して実行し、協力して解決策の効果を高める方法を提供するべく、欧州委員会が開始したイニシアティブ。具体的には、市民が「気候協定アンバサダー」として登録し、地域等における気候変動に関する啓発活動を行ったり、気候協定のウェブサイトに掲載されている環境に配慮した行動から自身が行う行動（例えば、飛行機に乗る回数を減らす、食品ロスを減らす）を選択し、実行することを誓約したりすることができる。“European Climate Pact.” European Commission website <https://ec.europa.eu/clima/policies/eu-climate-action/pact_en>

第10条 分野別ロードマップ

委員会は、第2条第1項に定める気候中立目標の達成に向けて、指標となる自主的なロードマップを作成することを選択したEU内の経済分野と協力しなければならない。委員会は、そのようなロードマップの発展を監視しなければならない。委員会の関与には、EUレベルでの対話の促進及び関連する利害関係者間でのベストプラクティスの共有を含めるものとする。

第11条 検討

委員会は、パリ協定第14条にいう各グローバル・ストックテイクから6か月以内に、この規則第6条及び第7条にいう査定の結論と共に、次の事項を考慮した、この規則の運用に関する報告書を欧州議会及び理事会に提出しなければならない。

- (a) IPCC及び諮問委員会の最新報告書を含む、入手可能な最良かつ最新の科学的知見
- (b) パリ協定の長期目標を達成するための国際的な進展及び努力

委員会の報告書には、必要に応じて、この規則を改正するための立法提案を添付することができる。

第12条 規則(EC) No 401/2009の改正

規則(EU) No 401/2009⁽³⁶⁾を次のように改正する。

(1) 次の条を加える。

「第10a条

1. 気候変動に関する欧州科学諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を設置する。
2. 諮問委員会は、幅広い関連学問分野の上級科学専門家15人で構成されなければならない。諮問委員会の構成員は、第3項に定める基準を満たさなければならない。諮問委員会の構成員のうち、同じ加盟国の国籍を有する者は2人以下でなければならない。諮問委員会の構成員の独立性は、疑う余地がないものとする。
3. [欧州環境庁の] 運営委員会⁽³⁷⁾は、諮問委員会の構成員を、公開され、公正で、透明性のある選考手続を経て、1回更新が可能な4年の任期で指名する。運営委員会は、諮問委員会の構成員の選出において、様々な学問及び分野の専門知識並びにジェンダー・バランス及び地理的バランスを確保するよう努めなければならない。選考は、次の基準に基づいて行われるものとする。
 - (a) 科学的卓越性
 - (b) 科学的査定の実施及び専門分野における科学的助言の提供の経験
 - (c) 気候及び環境科学の分野又はEUの気候目標の達成に関連するその他の科学分野における幅広い専門知識
 - (d) 国際的な観点からの学際的な環境における専門的な経験
4. 諮問委員会の構成員は、個人の資格で任命され、加盟国及びEU機関から完全に独立して自らの見解を示さなければならない。諮問委員会は、構成員の中から4年を任期とする議長を選出し、手続規則を採択しなければならない。

(36) 欧州環境庁等設置規則

(37) 運営委員会(Management Board)は、欧州環境庁の意思決定機関であり、各加盟国の代表者、欧州委員会の代表者、欧州議会が任命する専門家で構成され、欧州環境庁の多年度又は年間の行動計画の採択、欧州環境庁の事務局長(Executive Director)の任命等を行う。“EEA Management Board,” 2020.5.5. European Environment Agency website <<https://www.eea.europa.eu/about-us/governance/management-board>>

5. 諮問委員会は、独立して業務を遂行しつつ、欧州環境庁の業務を補完しなければならない。諮問委員会は、独立して年間作業計画を策定し、その際には運営委員会に相談しなければならない。諮問委員会議長は、その計画及び実施状況を、運営委員会及び事務局長に通知しなければならない。」

(2) 第11条に次の項を加える。

「5. 欧州環境庁の予算には、諮問委員会に関する支出も含まれるものとする。」

第13条 規則（EU）2018/1999の改正

規則（EU）2018/1999⁽³⁸⁾を次のように改正する。

(1) 第1条第1項⁽³⁹⁾第a号を次のように改める。

「(a) エネルギー同盟の目標及び目標値並びにパリ協定と整合性のあるEUの長期的な温室効果ガス排出量の約束（特に、欧州議会と理事会の規則（EU）2021/1119⁽⁴⁰⁾第2条第1項に定めるEUの気候中立目標及び2021年から2030年までの最初の10年間については、特にエネルギーと気候に関するEUの2030年の目標値）を達成するために設計された戦略及び措置を実施すること。」

(2) 第2条⁽⁴¹⁾第7号を次のように改める。

「(7) 「予測」とは、人為的な発生源による温室効果ガスの排出量及び吸収源による除去量又はエネルギーシステムに関する予測であって、報告年の直後の「年の末尾の数字が」0又は5で終わる、少なくとも6つの年についての定量的な推定値を含むものをいう。」

(3) 第3条第2項⁽⁴²⁾第f号を次のように改める。

「(f) 規則（EU）2021/1119第2条第1項に定めるEUの気候中立目標、パリ協定の下での長期的な温室効果ガス排出量削減目標及びこの規則第15条にいう長期的な戦略との整合性を含む、この項第b号にいう目標を達成するために計画された政策及び措置の影響の査定」

(4) 第8条第2項⁽⁴³⁾に次の号を加える。

「(e) 既存の政策及び措置並びに計画された政策及び措置が、規則（EU）2021/1119第2条第1項に定めるEUの気候中立目標の達成に貢献する方法」

(5) 第11条⁽⁴⁴⁾を次のように改める。

「第11条 マルチレベル気候エネルギー対話

各加盟国は、既に同様の目的を果たす組織が存在する場合を除き、国内規則に基づき、地方自治体、市民社会組織、経済界、投資家その他の関連する利害関係者及び一般市民が、規

(38) ガバナンス規則

(39) ガバナンス規則第1条第1項は、ガバナンスの仕組みを構築する目的を列挙している。この改正により、欧州気候法に定める気候中立目標が、ガバナンスの仕組みを構築する目的に追加された。

(40) 本規則（欧州気候法）を指す。

(41) ガバナンス規則第2条は定義規定である。改正前は、「少なくとも4つの年」であった。

(42) ガバナンス規則第3条第2項は、国家エネルギー気候統合計画に含めるべき主要内容を列挙している。この改正により、計画された政策・措置が欧州気候法に定める気候中立目標達成に与える影響の査定が、同計画に含めるべき内容に追加された。

(43) ガバナンス規則第8条第2項は、加盟国が国家エネルギー気候統合計画において説明すべき事項を列挙している。この改正により、既存の、又は計画された政策・措置が欧州気候法に定める気候中立目標の達成に貢献する方法が、説明すべき事項に追加された。

(44) ガバナンス規則第11条は、マルチレベル気候エネルギー対話について規定する。この改正により、欧州気候法に定める気候中立目標がこの対話で議論されるべき内容に追加された。

則（EU）2021/1119 第 2 条第 1 項に定める EU の気候中立目標の達成及び長期的なものも含むエネルギー気候政策で想定される様々なシナリオについて積極的に関与し、及び議論し、並びに進捗状況を検討することができる、マルチレベル気候エネルギー対話を設けなければならない。国家エネルギー気候統合計画は、そのような対話の枠組みの中で議論することができる。」

(6) 第 15 条⁽⁴⁵⁾を次のように改正する。

(a) 第 1 項⁽⁴⁶⁾を次のように改める。

「1. 各加盟国は、2020 年 1 月 1 日までに、続いて 2029 年 1 月 1 日までに、その後は 10 年ごとに、30 年の展望を有し、規則（EU）2021/1119 第 2 条第 1 項に定める EU の気候中立目標と整合する長期戦略を作成し、委員会に提出しなければならない。加盟国は、必要に応じて、5 年ごとにそれらの戦略を更新するべきものとする。」

(b) 第 3 項⁽⁴⁷⁾第 c 号を次のように改める。

「(c) EU 内における人為的な温室効果ガスの発生源による排出量と吸収源による除去量の均衡が達成され、必要に応じて、その後は負の排出量が達成されるように、パリ協定の長期的な気温目標のために EU の温室効果ガスを費用対効果の高い方法で削減し、吸収源による除去を強化することを目的とする、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）に従った温室効果ガスの必要な削減及び吸収源による除去の強化という観点から、規則（EU）2021/1119 第 2 条第 1 項に定める EU の気候中立目標に基づき、全ての分野で長期的な温室効果ガスの排出量削減及び吸収源による除去量の強化を達成すること。」

(7) 第 17 条⁽⁴⁸⁾を次のように改正する。

(a) 第 2 項⁽⁴⁹⁾第 a 号を次のように改める。

「(a) 国家エネルギー気候統合計画に定める目標（規則（EU）2021/1119 第 2 条第 1 項に定める EU の気候中立目標に向けた進捗を含む。）、目標値及び貢献への到達に向けて達成された進捗状況に関する情報並びにそれらの達成に必要な政策及び措置の資金調達及び実施に向けて達成された進捗状況に関する情報（当初の投資想定に対する実際の投資の評価を含む。）」

(b) 第 4 項第 1 段落⁽⁵⁰⁾を次のように改める。

「 委員会は、第 44 条第 1 項第 b 号にいうエネルギー同盟委員会の支援を受けて、第 25 条第 d 号に基づく、特に化石燃料に対するエネルギー補助金の段階的廃止に関する報告

(45) ガバナンス規則第 15 条は、加盟国の長期戦略について定める（前掲注 (28)）。

(46) ガバナンス規則第 15 条第 1 項は、加盟国の長期戦略提出義務について定める。この改正により、加盟国は、欧州気候法に定める気候中立目標を含む目標と整合性を有する長期戦略を作成、提出することとされた。

(47) ガバナンス規則第 15 条第 3 項は、加盟国及び EU の長期戦略が達成に貢献すべき目標（国連気候変動枠組条約及びパリ協定における目標等）を列挙している。この改正により、達成すべき目標に欧州気候法に定める気候中立目標を追加する等の修正が成された。

(48) ガバナンス規則第 17 条は、国家エネルギー気候統合計画の進捗報告書について定める。

(49) ガバナンス規則第 17 条第 2 項は、国家エネルギー気候統合計画の進捗報告書に含めるべき情報を定める。この改正により、欧州気候法に定める気候中立目標の達成に向けた進捗に関する情報が、進捗報告書に含めるべき事項に追加された。

(50) この改正により、ガバナンス規則第 17 条第 4 項第 1 段落に、「第 25 条第 d 号に基づく、特に化石燃料に対するエネルギー補助金の段階的廃止に関する報告のための方法論を含む」の部分が追加された。ガバナンス規則第 25 条第 d 号は、国家エネルギー気候統合計画の進捗報告書に含めるべき情報として、「特に化石燃料に対するエネルギー補助金の段階的廃止に関する国内目標」を定める。

のための方法論を含む、この条第1項及び第2項にいう情報の構造、形式、技術的詳細及びプロセスを定める実施行為⁽⁵¹⁾を採択しなければならない。」

(8) 第29条第1項⁽⁵²⁾第b号を次のように改める。

「(b) 規則（EU）2021/1119 第2条第1項に定めるEUの気候中立目標を含む目標、目標値及び貢献の達成に向けた各加盟国の進捗状況並びに国家エネルギー気候統合計画に定める政策及び措置の実施に向けた各加盟国の進捗状況」

(9) 第45条⁽⁵³⁾を次のように改める。

「第45条 検討

委員会は、パリ協定第14条の下で合意された各グローバル・ストックテイクから6か月以内に、この規則の運用、エネルギー同盟のガバナンスへのこの規則の貢献、パリ協定の長期目標へのこの規則の貢献、2030年の気候エネルギー目標値及び規則（EU）2021/1119 第2条第1項に定めるEUの気候中立目標の達成に向けた進捗状況、エネルギー同盟の追加目標並びにこの規則に定める計画、報告及び監視の規定と国連気候変動枠組条約及びパリ協定に関連する他のEU法又は決定との適合性について、欧州議会及び理事会に報告しなければならない。委員会の報告には、必要に応じて、立法提案を添付することができる。」

(10) 附属書I第1部⁽⁵⁴⁾を次のように改正する。

(a) 第A節3.1.1⁽⁵⁵⁾において、(i)を次のように改める。

「i. 規則（EU）2021/1119 第2条第1項に定めるEUの気候中立目標を展望しつつ、この節2.1.1にいう規則（EU）2018/842⁽⁵⁶⁾の下で定める目標値を達成するための政策及び措置並びに規則（EU）2018/841⁽⁵⁷⁾を遵守するための政策及び措置であって、全ての主要な排出分野及び除去量の強化のための分野を対象とするもの」

(b) 第B節⁽⁵⁸⁾に、次を加える。

「5.5. 規則（EU）2021/1119 第2条第1項に定めるEUの気候中立目標の達成に対する、計画された政策と措置の貢献」

(51) 「実施行為（implementing acts）」とは、法的拘束力を有するEUの行為のためにEU内で一律の条件が必要とされる場合に欧州委員会が採択するもの（EU運営条約第291条第2項）で、実施規則、実施指令、実施決定がある。庄司克宏『新EU法 基礎篇』岩波書店、2013、pp.209-210。

(52) ガバナンス規則第29条第1項は、欧州委員会によるエネルギー同盟の目的の達成状況の査定における査定事項を列挙する。この改正により、欧州気候法に定める気候中立目標の達成に向けた進捗が査定事項に追加された。

(53) ガバナンス規則第45条は、エネルギー同盟の目的達成へのガバナンス規則の貢献に関する欧州委員会の評価について定める。この改正により、欧州気候法に定める気候中立目標の達成に向けた進捗が評価に追加された。

(54) ガバナンス規則附属書Iは、国家エネルギー気候統合計画の枠組みを定める。

(55) ガバナンス規則附属書I第1部第A節3.1.1は、加盟国の国内政策・措置のうち、低炭素化の分野に関し、温室効果ガスの削減と除去について国家エネルギー気候統合計画に含めるべき事項を列挙している。この改正により、(i)にあった、「低排出経済を目指し、パリ協定に基づき排出量と除去量を均衡させるという長期的なビジョン及び目標を視野に入れて」が「欧州気候法に定める気候中立目標を視野に入れて」という内容に置き換えられた。

(56) Regulation (EU) 2018/842 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on binding annual greenhouse gas emission reductions by Member States from 2021 to 2030 contributing to climate action to meet commitments under the Paris Agreement and amending Regulation (EU) No 525/2013 [2018] OJ L 156/26. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2018/842/oj>> 2021年から2030年までの加盟国別の温室効果ガス削減目標を定める規則。「努力共有（effort sharing）規則」とも呼ばれる。

(57) Regulation (EU) 2018/841 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on the inclusion of greenhouse gas emissions and removals from land use, land use change and forestry in the 2030 climate and energy framework, and amending Regulation (EU) No 525/2013 and Decision No 529/2013/EU [2018] OJ L 156/1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2018/841/oj>> 土地利用・土地利用変化・林業（LULUCF）規則。森林等の自然吸収源による除去に関して定める。

(58) ガバナンス規則附属書I第1部第B節は、国家エネルギー気候統合計画において、現状や政策・措置の影響分析の基礎として示すべき数値やデータを列挙している。この改正により、欧州気候法に定める気候中立目標に対する政策・措置の貢献度が、示すべきデータとして追加された。

(11) 附属書 VI⁽⁵⁹⁾ の c において、(viii) を次のように改める。

「(viii) 規則 (EU) 2021/1119 第 2 条第 1 項に定める EU の気候中立目標の達成及びこの規則第 15 条にいう長期戦略の達成に対する当該政策又は措置の貢献度の査定」

第 14 条 施行

この規則は、『EU 官報』への掲載日の翌日から起算して 20 日目に施行する。

この規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国に対し直接適用される。

2021 年 6 月 30 日 ブリュッセルにて

欧州議会議長

D.M. サツソリ

理事会議長

J.P. マトス・フェルナンデス

(はまの めぐみ)

(59) ガバナンス規則附属書 VI は、温室効果ガスの排出量予測や削減に関する政策・措置に関し、加盟国が欧州委員会に提出する報告書に含めるべき事項を列挙する。この改正により、欧州気候法に定める気候中立目標の達成に対する政策・措置の貢献度の査定が、報告すべき事項に加えられた。